

参 考 資 料 ①

(地方税財政常任委員会)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月7日 閣議決定
※同年4月20日 変更の閣議決定

経済の現状認識と経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面。我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押し、国難ともいうべき厳しい状況。先行きも、厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意。
- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す必要。
- 第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」、第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図る「V字回復フェーズ」。時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行。国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。
- 引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応。

緊急支援フェーズ

事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

1. マスク・消毒液等の確保
2. 検査体制の強化と感染の早期発見
3. 医療提供体制の強化
4. 治療薬・ワクチンの開発加速
5. 帰国者等の受入れ体制の強化
6. 情報発信の充実
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

II. 雇用の維持と事業の継続

1. 雇用の維持
2. 資金繰り対策
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
4. 生活に困っている人々への支援
5. 税制措置

⇒本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」を創設。

V字回復フェーズ

観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
2. 地域経済の活性化

IV. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
4. 公共投資の早期執行等

V. 今後への備え:新たな予備費の創設

本対策の規模

	総合経済対策 ¹	緊急対応策第1弾・第2弾 ²	新たな追加分	合計
財政支出	9.8兆円程度	0.5兆円程度	38.1兆円程度	48.4兆円程度
事業規模	19.8兆円程度	2.1兆円程度	95.2兆円程度	117.1兆円程度

(注1)「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)のうち、今後効果が発現すると見込まれるもの。

(注2)「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもの。

令和2年度補正予算（第2号）の概要

1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費 **318,171億円**

(1) 雇用調整助成金の拡充等 **4,519億円**

※ 上記は労働保険特別会計への繰入や週所定労働時間20時間未満の労働者にかかる事業について、一般会計で措置した額であり、この他、同特別会計で8,576億円を措置している。

(2) 資金繰り対応の強化 **116,390億円**

- ・ 中小・小規模事業者向けの融資〔88,174億円〕
- ・ 中堅・大企業向けの融資〔4,521億円〕
- ・ 資本性資金の活用〔23,692億円〕

金融機能の強化

金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する資本参加スキームの期限を延長するとともに、資本参加枠を15兆円に拡充。

(3) 家賃支援給付金の創設 **20,242億円**

(4) 医療提供体制等の強化 **29,892億円**

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金〔22,370億円〕
※ うち医療〔16,279億円〕、介護等〔6,091億円〕。
- ・ 医療用マスク等の医療機関等への配布〔4,379億円〕
- ・ ワクチン・治療薬の開発等〔2,055億円〕

(注) このほか、令和2年度補正予算（第1号）で措置した新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、学生支援緊急給付金531億円（令和2年5月19日閣議決定）、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価（国庫負担分）159億円（令和2年5月26日閣議決定）を措置。

〈財務省資料〉

(5) その他の支援 **47,127億円**

① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充 20,000億円

② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付 1,365億円

③ 持続化給付金の対応強化 19,400億円

④ その他 6,363億円

- ・持続化補助金等の拡充 [1,000億円]
- ・農林漁業者の経営継続補助金の創設 [200億円]
- ・文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ [560億円]
- ・自衛隊の感染症拡大防止・対処能力の更なる向上 [63億円]
- ・地域公共交通における感染拡大防止対策 [138億円]
- ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付 [2,048億円]
- ・教員、学習指導員等の追加配置 [318億円]
- ・教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進 [502億円]
- ・学校再開に伴う感染症対策・学習保障等 [421億円]
- ・スマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業 [14億円]

(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費 **100,000億円**

2. 国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等） **963億円**

3. 既定経費の減額（議員歳費） **▲20億円**

補正予算の追加歳出計 **319,114億円**

《財務省資料》

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の概要

これまでの経過

○ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更））

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**」を創設する

令和2年度補正予算（第1号） ※ 4月30日成立、以下「第1次補正予算」

- ・ 計上額 1兆円
- ・ 5月29日の実施計画の提出（第1次）までに都道府県47団体、市町村1741団体、計1788の全ての交付対象自治体から、合計約24,000事業、配分額にして約7000億円分の計画の提出
- ・ 残約3000億円分の配分については、
※1
国庫補助事業等の地方負担額等を基礎として算定した額となる見込み（取扱いについては別途通知）

令和2年度補正予算（第2号） ※ 6月12日成立、以下「第2次補正予算」

- ・ 計上額 2兆円
- ・ 新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の实情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充

※1 第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（厚生労働省）が国費10/10とされたことから、第2次補正予算で措置された国庫補助事業に係る地方負担額についても、第1次補正予算の残約3000億円の配分において算定する見込み

第2次補正予算概要

1 予算額

2兆円（1次補正予算計上額と合わせて3兆円）

2 所 管

内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業[※]に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

※第2次補正予算における国庫補助事業の地方負担分については、第1次補正予算の臨時交付金の未配分額により措置

(3) 交付限度額 : ① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（1兆円程度）

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（1兆円程度）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

4 使 途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応

② 「新しい生活様式」等への対応

の事業に充当。

〔家賃支援、休業要請に伴う協力金等、地域公共交通機関等の維持・確保、旅館・ホテル等の経営支援、臨時休校に伴う子供たちの心のケア、修学旅行等のキャンセル代への支援等〕

〔地域公共交通機関等の3密対策、福祉施設・観光施設・学校・スポーツ・文化イベント等の「新しい生活様式」の下での再開に向けた支援、地元産品のオンライン販売促進、オンライン教育・テレワーク導入支援、農林水産物の販売促進、観光地の活性化等〕

地方単独事業に関して（対象外経費）

- 地方単独事業に係る対象外経費のうち、基金の取扱に以下の変更があります。
（その他の対象外経費については、取扱に変更ありません。）

**以下に示す一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、
第1次補正予算の交付金も含めて交付対象として取り扱うこととします。**

- 1** 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること
- 2** 対象事業は、以下のいずれかに該当するものであること
 - イ** 利子補給事業又は信用保証料補助事業
 - ロ** 事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、
又は
当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの
- 3** 令和2年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- 4** 原則として、
 - ・②イに該当する事業の財源とする基金については令和7年度末まで、
 - ・②ロに該当する事業の財源とする基金については令和4年度末までに
廃止するものであること
- 5** 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと
（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）

令和2年度第二次補正予算案:1兆6,279億円
(一次補正:1,490億円)

- 新型コロナウイルス感染症の事態長期化・次なる流行の波に対応するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を抜本的に拡充し、新型コロナ対応を行う医療機関に対する支援と併せて、その他の医療機関に対する支援を実施することにより、都道府県における医療提供体制の更なる整備や感染拡大防止等を推進する。

【実施主体】 都道府県（市区町村事業は間接補助） 【補助率】 国10/10

※ 補正予算成立後、本年4月に溯って適用

新規事業の追加 11,788億円

- ・ 重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）の病床の確保
- ・ 重点医療機関等における超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支ファイバー等の設備整備
- ・ 患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- ・ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- ・ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援

既存事業の増額 3,000億円 ※このほか、一次補正の都道府県負担分(1,490億円)を二次補正において国費で措置

- ・ 入院患者を受け入れる病床の確保、医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
- ・ 入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・ 軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・ 帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備
- ・ 重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・ DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・ 医師等が感染した場合の代替医師等の確保
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
- ・ 外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・ 帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・ 患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・ 都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・ 地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)

- 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。
 今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。
- そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。
- また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

事業内容

1 感染症対策の徹底支援

- 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】
 (感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用)
- 今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要の費用【都道府県支援】

2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(20万円)を支給
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(5万円)を支給

3 サービス再開に向けた支援

- ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援(アセスメント、ニーズ調査、調整等)等

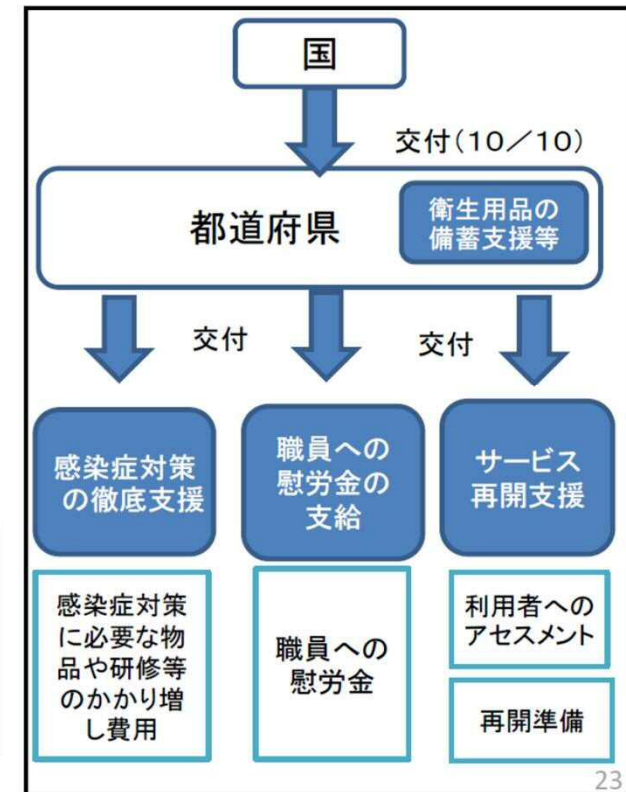
4. 都道府県の事務費

補助額等

実施主体: 都道府県
補助率: 国 10/10



事業の流れ



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）

令和2年度第二次補正予算案：1,508億円

- 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所においてサービス継続のために業務に従事した職員等に対して慰労金を支給する。

障害福祉サービス施設・事業所等

サービス再開支援

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター等の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等が、サービスの利用を控えている方への利用再開支援のため、アセスメントやニーズ調査・調整を実施。

感染症対策の徹底支援

- 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策の徹底のため、
 - ・感染症対策のための各種物品の購入
 - ・外部専門家等による研修の実施
 - ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に活用可能な多機能型簡易居室の設置等、必要となるかかり増し費用を助成。

職員への慰労金支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金（20万円）を支給。
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金（5万円）を支給。

交付

都道府県

- 都道府県における、今後に備えた消毒液・マスク等、必要な物資の備蓄を支援。
- 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保
- 感染対策相談窓口の設置

交付(10/10)

国

24

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援

令和2年度第二次補正
予算案：452億円

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

目的

児童福祉施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているが、職員は感染予防のための標準予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務にあたっており、精神的にも多大な負荷を負っている。

本事業では、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、各種支援を行う。

事業内容

(1) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 都道府県：22,396千円、市区町村：16,797千円

【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(2) マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援

【補助基準額】 (3)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(3) 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

【補助基準額】 (2)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実施者】 都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業
※児童養護施設等については、既定予算を活用して実施



(4) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円

【実施者】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【対象施設等】 児童養護施設等



※放課後児童健全育成事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

※保育所等：保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）

※子どもの生活・学習支援事業等：子どもの生活・学習支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県 【補助割合】 10/10

《厚生労働省資料》 25

減収補てん債制度の拡充について

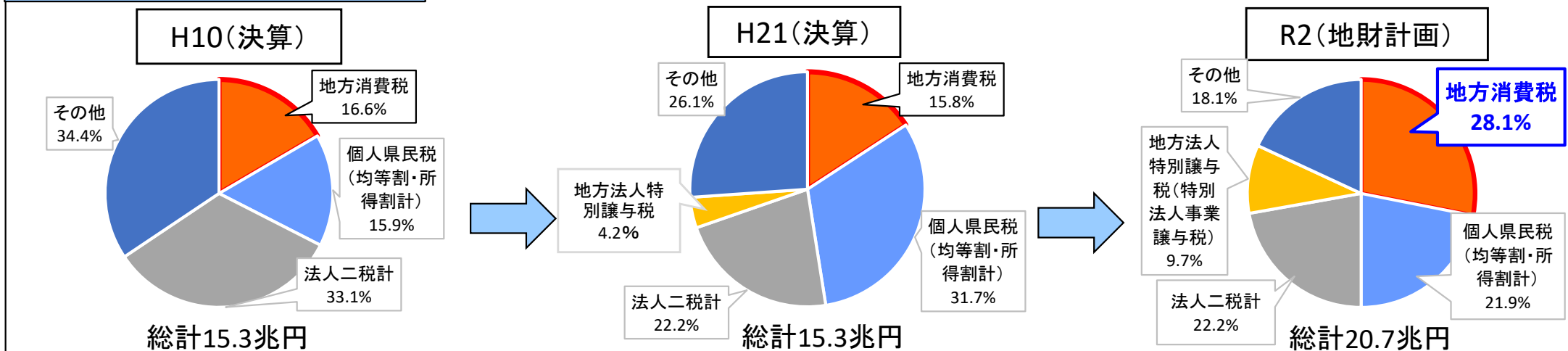
減収補てん債制度の概要

- 当年度の基準財政収入額算定後、基準財政収入額で見込んだ額と実績とが大きくかい離する場合、算定に用いた額と実績額との差については、減収補てん債の発行や普通交付税の精算措置により是正している。
- 減収補てん債は、法人事業税等の対象税目の減収を補てんするために発行することができ、当該地方団体はその年度の収入が確保される。

この**地方債の元利償還金は、後年度の基準財政需要額に算入(75%)される**ことによって財源措置がなされる。

減収補填債の発行対象税目	
道府県分	・法人税割 ・法人事業税 ・利子割 ・特別法人事業譲与税
市町村分	・法人税割 ・利子割交付金 ・法人事業税交付金

都道府県税収の内訳の推移



地方消費税(市町村交付金除く)は、税収が都道府県税全体の約3割を占める基幹税となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の抑制や徴収猶予等により、**基準財政収入額で見込んだ額から大きく減収**となり、**社会保障関係費の財源確保など地方団体の財政運営に著しい影響を与えることが懸念**される。

こうしたことから、少なくとも、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は**地方消費税を減収補てん債の発行対象に追加すべき**。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（「骨太の方針2020」） における地方行財政関係部分 ≪抜粋≫（R2.7.17閣議決定）

「経済財政運営と改革の基本方針2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとする 것과歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況

（1）感染症の拡大を受けた現下の我が国経済の状況

感染症拡大による我が国経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難とも言うべき局面に直面した。我が国経済は、総じてみれば、極めて厳しい状況にある。新興国も含めた海外経済全体の減速の影響を受けやすい製造業のみならず、サービス業にも広く感染症拡大に伴う景気下押しの影響が広がり、結果として、国民生活に特に重要な雇用情勢も、弱い動きとなっており、感染症の影響を受けて休業者が大幅に急増し、企業が懸命に雇用を守っている状況にある。

先行きについては、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されるが、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るというわけではなく、政府として、緊急事態宣言が発出されていた本年4月・5月を底として、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく。

5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

(1) 当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方

当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行う。あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速する。このため、令和2年度第一次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び令和2年度第二次補正予算を速やかに実行するとともに、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用を含め、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応する。

令和3年度予算については、概算要求期限を1か月遅らせるとともに、概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとする。感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行う。

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進

感染症拡大により東京一極集中のリスクが認識され首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、スマートシティの社会実装、地方大学のSTEAM11人材育成や二地域居住・就業の促進など地方への新たな人の流れの創出により、多核連携型の国づくりを行う。あわせて、国・地方が連携し、複数地方自治体による広域的な対応を可能とする公共サービスの広域化・共同化を進め、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行財政制度を構築する。また、地方行財政の「見える化」の推進等を通じて、改革意欲を高め、効果の高い先進・優良事例の横展開を後押しする。

急速な少子高齢化や働き方の変化、「新たな日常」の構築など、経済社会の構造が大きく変化中、骨太方針2019や税制調査会の答申などを踏まえ、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き、税体系全般にわたる見直し等を進める。

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略

(4) 消費など国内需要の喚起

当面、観光消費の8割を占める国内観光を中心に、宿泊施設の経営内容の見直し等を促しつつ、感染拡大防止策を徹底しながら、経済活動の段階的引上げに応じた需要の喚起を図る。繁忙期の分散化に資する休暇の分散取得や仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行の普及を促進しながら、飲食やイベントも含め、新しい生活様式に対応しつつ、強力な価格インセンティブを講じたGo Toキャンペーンの円滑な実施により消費を喚起していく。

2. 防災・減災、国土強靱化 — 激甚化・頻発化する災害への対応

2020年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、その実施状況を踏まえ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る。3か年緊急対策後も中長期的視点に立って具体的KPI（数値）目標を掲げ計画的に取り組むため、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。緊急防災・減災事業債等についても、地方自治体の取組状況等を踏まえ、適切に検討を行う。

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進

Society 5.0の実現を目指してきた従来の取組を一步も二歩も進め、「新たな日常」の定着・加速に向け、各種支援や規制改革等を通じ、地域を含む社会全体のDXの実装を加速する。

DXの基盤となる5Gの全国展開に向けたネットワークの整備及び利活用の促進を図るため、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、2024年度までの5G整備計画を加速する。5G基地局の整備やローカル5Gの導入をあまねく促進するとともに、ポスト5Gに関する技術開発を推進する。また、5G、ポスト5Gの先にあるBeyond 5Gを見据え、Beyond 5Gに対する先行投資を今から行うなど、グローバルな官民連携の下で戦略的に取り組む。また、光ファイバ整備を加速するとともに、ブロードバンドのユニバーサルサービス化について検討し、2021年度に措置する。

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

感染症拡大により、テレワークの活用を通じて、場所にとらわれず仕事ができるという認識が広まりつつある。こうした動きは、多様な人材の活躍の場を広げ、付加価値生産性向上につながるとともに、地方移住の可能性を広げるものである。「新たな日常」が実現される地方創生を推進していくため、首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、スマートシティの推進等を通じ、災害リスクも高い東京一極集中の流れを大きく変えるとともに、観光や農林水産業といった地域が誇る資源を最大限活かして、強靱かつ自律的な地域経済を構築することにより、多核連携型の経済社会や国土の在り方を新たに具体化し、国・地方、さらに官民が協力してその実現を進める。

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

① 観光の活性化

ポストコロナ時代においてもインバウンドは大きな可能性があり、2030年に6000万人とする目標等の達成に向けて、観光先進国を実現するために官民一丸となって取り組む。

各国との人的交流回復までの時間を活用して、空港やC I Qなど入口の整備、多言語表記などストレスフリーで観光できる環境整備、スノーリゾート整備や文化施設61・国立公園などの観光資源としての更なる活用等、新たなコンテンツづくりに取り組む。高額な消費を行う旅行者をも念頭に宿泊施設の整備や経営内容の見直し、外国人接客能力の向上、体験型アクティビティの更なる充実など着地整備を促す。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（「骨太の方針2019」） における地方行財政関係部分 《抜粋》（R元. 6. 21閣議決定）

第1章 現下の日本経済

2. 今後の経済財政運営

（1）基本認識

アベノミクスの推進がもたらした経済の好循環を更に持続・拡大させていくこと、そして、我が国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、我が国経済が目指すべき最重要目標である。「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。

（2）新たな時代への挑戦：「Society 5.0」実現の加速

我が国は今、「令和」という新たな時代の幕開けを迎えている。

この新しい時代に、人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、直面する様々な課題を克服し、さらにはピンチをチャンスに変えていく。その大きなパラダイムシフトの鍵となるのが、デジタル化を原動力とした「Society 5.0」の実現である。Society 5.0の実現は、経済社会の構造改革そのものであり、第4次産業革命の先端技術を社会実装し、より高度な経済、より便利で豊かな生活を体現する一方、課題先進国として課題解決のモデルを提供し、世界をリードしていく。その中で、人生100年時代の到来を見据え、一人一人が能力を高め、誰もがいくつになっても活躍できる社会を構築していく。

デジタル分野における国際競争が既に激しさを増す中、我が国が世界に後れを取ることがないように、切迫した危機感を持って、国を挙げてSociety 5.0実現を加速しなければならない。

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(1) Society 5.0の実現

① デジタル市場のルール整備

(iii) 5G整備やG空間社会実現に向けて

Society 5.0の実現に向けて、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの5G整備計画を加速する。その際、地方創生の実現に向け、自らの地域課題を解決する具体的な取組を有する先駆的な地方公共団体を優先して支援する。

また、地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現に向け、地理空間情報を使った高度な技術の社会実装を進める。

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

① 幼児教育・保育の無償化等

2019年10月から、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を所得制限なく無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。

待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。

幼児教育・保育の質の確保・向上を行う。認可外保育施設の認可施設への移行を加速化する。企業主導型保育事業については、待機児童対策への貢献や多様な働き方への対応等の意義を確認しつつ、子供の安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査、地方自治体との連携の在り方を検証し見直すなど、円滑な実施を図る。

3. 地方創生の推進

全都道府県で有効求人倍率が1倍を超え、地方圏の地価がバブル崩壊後初めて上昇に転じるなど、地方における経済の好循環の端緒が見られる中、都市部だけではなく日本全国でSociety 5.0の実現を促進し、豊かで暮らしやすい地方を実現していく。このため、東京一極集中を是正し、地方への新たな人の流れを創出するとともに、地域外から人・カネ・サービスを自律的に引き寄せるための取組を官民一体となって加速する。また、「スマートシティ」をSociety 5.0時代のまちづくりの基本コンセプトとする新たなまちづくりを推進し、地域住民の生活の質を向上させる。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

③ 地方行財政改革

(基本的な考え方)

地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、より個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である。Society 5.0時代の到来や人口減少を見据え、2040年頃までに顕在化する諸課題に今から対応する観点から地方行財政制度の在り方について検討し、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化を積極的に推進する。

具体的には、地方歳出についても、2020年度において、新経済・財政再生計画に定める目安(※)に従って、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組み中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化につなげる。

(※) 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(略)

社会保障関係費の増加、人口減少・高齢化の下での新たなサービス需要の増加といった課題に引き続き対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築や地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、上記の観点から地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進める。

(持続的な地方行財政制度の構築)

(略)

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方における新たな発想や創意工夫をいかにさせるよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を捕捉した上で2019年末までに対象や工程を具体化する。基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会での議論も踏まえつつ、検討する。また、課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。(略)

(地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革)

歳出改革の推進と地域再生や業務効率化等に前向き、具体的な行動に取り組む地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費において、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることを目指す。(中略)重点課題対応分に関連する諸施策について、地方自治体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講ずる。

「新経済・財政再生計画」について

(「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30.6.15閣議決定)抜粋)

3. 新経済・財政再生計画の策定

(1) 基本的考え方

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大する。

また、経済・財政一体改革のこれまでの進捗・評価を踏まえた対応や将来予想される大きな変化やリスクを見据えた課題への対応を適切かつ着実に実行する。

(2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

(財政健全化目標)

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

(財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み)

- ① 社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する。

消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担)については、別途考慮する。

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(基本的考え方)

地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である。このため、2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。

具体的には、少子化・人口減少の中にあって、地方歳出についても、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組む、国・地方を合わせたPB黒字化につなげる。

(地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革)

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。

(見える化、先進・優良事例の横展開)

地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について見える化する。また、地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。

(5) 税制改革、資産・債務の圧縮等

(基本的考え方)

急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

第1章 地方創生の現状

2. 人口等の状況

（2）東京圏への転出入の現状

東京圏への転入超過数は増加傾向にあり、2019年には、14万6千人（転出者数35万2千人に対し転入者数49万8千人）を記録する等、東京圏への一極集中の傾向が続いている。このような中で、2019年の東京圏の人口は3,672万8千人となり、全人口の約3割が集中している。

東京圏への転入超過数の大半は若年層であり、2019年は15～19歳（2万5千人）と20～29歳（10万7千人）を合わせて13万人を超えている。若年層の年齢階層ごとの動向を見ると、15～19歳の転入超過数は、近年、減少傾向にあるものの、20～24歳、25～29歳の転入超過数は、増加傾向にある。転入と転出に分けて見ると、20歳代の転入数の増加傾向と、30歳代から40代前半の転出数の減少傾向とが、近年の転入超過数に大きく影響している。

一方で、アンケート調査によると、東京圏在住者（20～59歳）の約半数が地方圏での暮らしに関心を持っており、若い人ほど関心が高く、また、地方圏出身者（転入者）の方が東京圏出身者よりも関心が高いという結果になっており、地方への関心や地方移住への意向を実際の地方移住につなげていくことが必要である。

第2章 政策の方向

〈今後の取組の進め方〉

感染症の拡大に伴う、テレワークなどの経験により、地方移住や、副業、ワークライフバランスの充実への関心の高まりが見られるなど、国民の意識・行動に大きな変化が生じてきている。この変化を逃すことなく、地方創生の実現に向けた取組を加速化しなければならない。全国津々浦々、医療、福祉、教育など社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進めつつ、ポスト・コロナ時代の新たな日常に向けて、東京圏への一極集中の是正、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取組の強化を図る。

今後とも、感染症による厳しい状況を克服し、地方創生の実現を目指していくため、以下のとおり、「雇用の維持と事業の継続」、「経済活動の回復」及び「強靱じんな経済構造の構築」という3つの局面を意識しつつ、本基本方針に基づく取組を速やかに実行する。

また、感染症の状況及び地域経済・生活の状況は異なるため、地域ごとに該当する段階及び取るべき対策は異なる。地域の実情に応じて、必要な段階で必要な対策を柔軟に取り組めるよう、支援を行っていくことが必要である。

地方創生は、各地域・地方公共団体が、その強みや魅力を活かした取組を自主的・主体的に行うことが重要である。国は、この各地域・地方公共団体の取組を支援することが基本である。しかし、国が自ら取り組むべき施策については、国が積極的に進めることが必要である。まち・ひと・しごと創生本部が国の施策の司令塔として、関係省庁の連携を強めて迅速に取り組む。

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

〈続き〉

(2) 地方への移住・定着の推進

東京圏への人口の転入超過が続いている上、近年は東京圏への転入企業数が東京圏からの転出企業数を上回っているとの調査結果もあるように、東京圏には、人口、企業が集中しているとともに、通勤・通学時間の長さ・混雑等の問題が生じている。このような中で、今般の感染症が都市部を中心に拡大していることを踏まえ、都市部への人口集中・過密に伴うリスクを減少・回避することの重要性についての認識が広がってきている。さらに、中央防災会議においては、人口が集中している東京圏に首都直下地震、富士山の噴火等の巨大災害が発生した場合は、広域かつ非常に多くの住民の生活や経済活動に影響を与えると指摘し、周知している。このようなリスク・被害の軽減や、国・企業のBCPの観点からも、東京圏への一極集中の是正を進める必要がある。

① 地方大学の産学連携強化と体制充実

地方大学・地域産業創生交付金により地域の中核的産業の振興に向けた研究開発や人材育成の取組に対して重点的に支援を行い、「キラリと光る地方大学づくり」を進めていく。

② リモートワーク推進等による移住等の推進

リモートワーク・リモートサービス等を通じた働き方・生活様式に対する変化も活かして、地方におけるサテライトオフィスの開設、地方におけるリモートワーク・リモートサービスの取組等を支援することにより、若者を惹きつけるような魅力あるしごとを地方につくりだすとともに、地域の魅力を高めることで、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京圏への一極集中を是正する。

移住支援金制度を活用し、地方での再チャレンジを目指す若い世代や、プロフェッショナル人材、卓越した技術の承継を志す者等の地方移住を支援する。

民間企業の地方への移転を促すため、地方拠点強化税制等により移転に伴うコストを軽減するほか、地方における人材確保の取組を支援する等、総合的に対応していく。また、若者を惹きつけるような産業を地域に創出していくため、未来技術を利用した産業等のクリエイティブで付加価値の高い産業分野での起業を支援対象とするなど、起業支援事業に関する制度の見直しを図り、地域での起業を強力的に支援する。

③ Society 5.0の推進等による地域の魅力の基盤の創出

未来技術を各々の地域特性に応じて有効に活用し、地域課題の解決、地域の魅力向上を図ることが重要である。このため、5G・光ファイバなどの次世代情報通信インフラの整備を地方部と都市部を隔たり無く早期に進めるとともに、引き続き、地方創生推進交付金によるSociety 5.0推進のための全国モデルとなる取組の支援や、DXなどにも対応できるデジタル専門人材の派遣等を着実に進めていく。

(3) 地域とのつながりの構築

② 地方への資金の流れの創出・拡大

地方での企業活動を通じた関係人口の創出・拡大とあいまって、地方への企業の寄附等によって地域とのつながりを強化することが重要である。企業版ふるさと納税によって、資金の流れにとどまらず、地方にしごとが作られ、その結果、ひとの流れが新しく作られることも期待される。

地方への企業の寄附等による地域とのつながりを強化するため、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化など、大幅な見直しを実施した上で、適用期限を5年間延長したところである。その結果、企業版ふるさと納税活用団体数は700団体と過去4年間の累計を大きく上回っており、今後も、活用団体数の更なる増加に加え、寄附件数・寄附額の着実な増加を目指す。

また、今般の感染症の拡大により多大な影響が出ている中でも、感染症に対応するための地方公共団体の取組に賛同し寄附をする企業も出てきている。

こうしたことも踏まえ、関係省庁等と連携して地方公共団体、企業等へ積極的に制度や優良事例の周知を行うとともに、事例の分析・横展開や様々なマッチング機会の充実に取り組む。

5. 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等

〈続き〉

(1) 地域の実情に応じた取組に対する国の支援

地方創生は、人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すものである。

各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を活かした取組を自主的・主体的に行うことが重要であり、この取組を情報、人材、財政など様々な観点で国が積極的に支援することが基本である。ほぼ全ての地方公共団体において、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂・延長等が行われ、これらに基づき、各地域の実情に即した切れ目ない地方創生の取組が推進されている。このため、引き続き、以下のとおり、地域の実情に応じた地域課題の解決と地域の活性化の取組に対する財政支援措置を講ずる。

① 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、第2期「総合戦略」を強力に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持するとともに、所要額を確保し、地方公共団体の自主的・主体的な事業設計による取組を支援する。

② まち・ひと・しごと創生事業（地方財政措置）

まち・ひと・しごと創生事業費については、2015年度から2020年度までにおいて、地方財政計画の歳出に1兆円を計上したところである。2021年度以降においても、地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、引き続き、所要額を計上することとする。

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 地方への移住・定着の推進

① 地方移転・移住の推進

民間企業の地方への移転を促すため、企業の地方拠点強化や地方における人材の確保等に係る支援、サテライトオフィスの開設支援等を総合的に進め、地方に魅力的なしごとをつくる。また、東京から地方へのUIJターンによる起業・就業者の創出や地域おこし協力隊の拡充等により、地方移住を推進する。

【具体的取組】

(a) 地方へのしごとの移転

- ・東京の大企業を中心とした企業の地方へのしごとの移転、社員等の地方移住に向けた機運の醸成及び地方創生に資する事例の創出に向け、経済界、関係省庁との連携体制を構築するとともに、地域プロジェクト参画型、ワーケーション型、機能分散型、遠距離テレワーク型などの地方創生に資するリモートワークの類型に応じて、東京企業のサテライトオフィス誘致等に戦略的に取り組む地域を強力的に支援する。また、既存の施設の改修によりサテライトオフィスを整備する観点から、例えば、地域金融機関の営業店舗などの施設を有効に利用する取組を支援する。
- ・建物の取得や従業員の雇用等に係る税制（地方拠点強化税制）や、企業の移転、人材確保に係る地方公共団体の取組への支援等により、企業の本社機能の地方移転等を推進する。
- ・専門家が相談を受ける「テレワークマネージャー事業」や中小企業を支える団体とも連携した「テレワークサポート体制の整備」、サテライトオフィス環境整備を通じた支援等により、テレワークの普及を促進する。

(b) 地方への移住・地方での起業の推進

- ・ 東京23区在住・在勤者が地方に移住して起業又は就業する場合に、最大300万円を支給することにより、地方公共団体が実施するUIJターンの取組を引き続き支援する。地方創生移住支援事業については、若い世代や関係人口の地方でのチャレンジを後押しする観点から、制度の対象を拡充するとともに、プロフェッショナル人材事業等を活用し、都市部から地域企業へ就業する専門人材への支援を実施する。また、地方において様々な分野で卓越した技術を有する事業者の情報を発信し、その技能承継や後継者確保などを促進するため、移住支援金の活用も含め、地域を越えた就業希望者とのマッチングサポートを行う地方公共団体等の取組を支援する。
- ・ Society 5.0関連業種等のクリエイティブで付加価値の高い産業分野での起業や、第二創業による当該産業分野への進出を支援するなど、起業支援事業を拡充し、若者を惹きつけるような産業を地方に創出し、雇用拡大等により地域経済を活性化させる。
- ・ 地域おこし協力隊の隊員数を2024年度に8,000人に増やす目標に向けて、応募者の拡大に取り組むほか、なり手の確保に向けた制度周知を行うとともに、マッチング機会の充実等を行う。また、隊員の起業支援及び事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。さらに、隊員の受入・サポート体制の充実を図り、隊員OB・OGのネットワークづくりを推進する。あわせて、制度の一層の充実を図り、より多様な人材の活躍等を促進する。

地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業

○ 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

<p>【R②要件緩和】 対象企業： 資本金10億円未満 → 概ね50億円未 満 (一定要件あり)</p>	<p>地方※1へ移住 (東京23区在住者又は23区 への通勤者※2 が移住)</p>	
<p>地方※1での就業 (地方公共団体がマッチ ング支援の対象※3とし た中小企業等に就業)</p>	<p>就業した場合 最大100万円</p>	
<p>地方※1での起業 (地域課題解決に資する 社会的事業を起業)</p>	<p>起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)</p>	<p>(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円</p>

東京圏からのUIターンの促進
地方の担い手不足対策

【R②要件緩和】
対象者：東京23区に連続5年在住
または通勤 → 通算5年



東京23区在住者・
23区への通勤者

他省庁との連携

- ＜移住支援と連携＞
 - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
 - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- ＜起業支援と連携＞
 - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

- ※1 東京圏の条件不利地域※4を含む。
- ※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※4在住者を除く。
- ※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。
- ※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。
- ※5 世帯の場合は最大100万円、単身の場合は最大60万円。

＜内閣府資料を基に作成＞

中小企業経営強化税制について

H29税制改正
中小企業庁資料に加筆

○中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。

○従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期限は2年間。

改正概要

【適用期間：平成30年度末まで】

H31税制改正で2年延長(R2年度末まで)

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
(中小企業経営強化税制の拡充)

R2緊急経済対策
財務省資料より

制度の概要

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合には、即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる。

（注1）税額控除の上限額は、「この制度」、「中小企業投資促進税制」及び「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」における税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。

（注2）国内への投資であること、生産等設備であること、中古資産・貸付資産でないこと等の要件を満たす必要

税目：法人税、所得税
適用期限：

令和3年3月31日

《対象》

○認定を受けた中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に記載された次の設備

【改正後】テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型を追加

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

新たな類型(デジタル化設備)
遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備
<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

エコカー減税(自動車取得税)の概要

総務省資料に
一部修正

自動車取得税(～令和元年9月)

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時
(購入時)

〔税額の計算方法〕

自動車の
取得価額

× 3%

〔営業用自動車及び
軽自動車は2%〕

(計算例:自家用の自動車)
取得価額が150万円の場合
150万×3%=4万5千円

〔税込規模〕870億円(③地財)

※ 税込の95/100のうち、7/10を市区町村に交付
(更に政令市には国県道管理分として政令市特例分を交付)

※ 燃費性能が良い自動車には、税率を軽減する特例措置である
「エコカー減税」が講じられる。

◎ エコカー減税(自動車取得税)

1. 概要

- 低炭素社会の実現のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、燃費性能に応じ、自動車取得税の税率を軽減。
- 新車に限り、非課税又は税率を80～20%軽減。

※下記に加え、一定の排出ガス性能を要求

対象車	特例割合(31改正)
電気自動車等 2020年度燃費基準+40%達成	非課税
2020年度燃費基準+20%達成	50%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減
2020年度燃費基準達成	20%軽減

2. 経緯

平成21年度 エコカー減税の創設

※ リーマンショック後の状況を踏まえ、納税者の理解、景気及び環境対策の観点から、大幅な減税措置を時限的に講じる。

(以降、2～3年ごとに対象車両の重点化、燃費基準の切り上げ等)

自動車税環境性能割の概要

総務省資料に
一部修正

環境性能割（自動車税・軽自動車税）（2019年10月～）

〔課税のタイミング〕

〔税額の計算方法〕

〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕

自動車の取得時
(購入時)

(課税標準)

自動車の
取得価額
(免税点は50万円)

×

※ 燃費基準値達成度については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直し。

燃費基準値達成度等	税率(31改正)		
	自家用		営業用
	登録車	軽自動車	
電気自動車等	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1%		
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	2%	1%	0.5%
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	3%	2%	1%
上記以外			2%

※ 上記に加え、一定の排出ガス性能を要求

自家用については、R1.10~R3.3.31の間、
臨時的軽減措置(▲1%)

自動車重量税(国税)の概要

総務省資料に
一部修正

〔課税のタイミング〕

車検時

〔基本的な税額の計算方法(継続検査時)〕

(例:自家用の自動車)
車両重量が1.6tの場合
4,100円 × 3 × 2 = 24,600円

車両重量

× 4,100円

× 2年分

当分の間税率
0.5t又はその端数毎
自家用乗用車の場合

〔次回継続検査が
2年後の場合〕

※エコカー減税が適用される場合は、本則税率(2,500円/0.5t・年)から一定割合を軽減

エコカー減税

	初回車検	2回目車検
電気自動車等(注1)	免税	免税
2020年度燃費基準 + 90%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 + 80%達成	免税	
2020年度燃費基準 + 70%達成	免税	
2020年度燃費基準 + 60%達成	免税	
2020年度燃費基準 + 50%達成	免税	
2020年度燃費基準 + 40%達成	免税	
2020年度燃費基準 + 30%達成	▲50%軽減	
2020年度燃費基準 + 20%達成		
2020年度燃費基準 + 10%達成	▲25%軽減	
2020年度燃費基準達成		

(※1) 電気自動車等

- ・電気自動車
- ・燃料電池自動車
- ・プラグインハイブリッド自動車
- ・クリーンディーゼル車
- ・天然ガス自動車

第三 検討事項

- 6 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

車体関係税収の推移

〔総務省資料より〕

年度	地方分計(A+B+C+D)			自動車取得税収(A)		自動車税収(B)				軽自動車税収(C)			自動車重量譲与税(D)		<参考> 自動車重量税収(国分)
	うち 都道府県分計 (A-A'+B-B'+D')	うち 市町村分計 (A'+B'+C'+D'')	うち自動車 取得税交付金 (A')	自動車税 (B')	種別割 (B'')	環境 性能割 (B''')	うち 環境性能 割交付金 (B''''')	軽自動車 税収 (C')	種別割 (C'')	環境 性能割 (C''')	都道府 県分 (D')	市町村分 (D'')			
													自動車取得税収(A)		
17	27,353	18,889	8,464	4,528	3,167	17,528				1,515			3,782	7,574	
18	27,119	18,574	8,545	4,570	3,251	17,255				1,573			3,721	7,350	
19※	26,748	18,461	8,287	4,247	2,960	17,174				1,636			3,691	7,399	
20	25,782	17,868	7,914	3,663	2,603	16,808				1,687			3,624	7,170	
21	23,863	17,269	6,594	2,310 (エコカー減税創設)	1,585	16,544				1,739			3,270	6,351	
22	22,928	16,689	6,239	1,916	1,382	16,155				1,776			3,081 (譲与率の引上げ)	4,465	
23	22,534	16,497 ▲4,522億円	6,037	1,678	1,153	15,972				1,804			3,080	4,478	
24	22,613	16,500	6,113	2,104 (エコカー減税継続)	1,464	15,860				1,843			2,806	3,969	
25	22,211	16,304	5,907	1,934	1,374	15,744				1,892			2,641	3,814	
26	20,919	15,797	5,122	863 (税率引下げ、エコカー減税拡充)	628	15,562				1,951			2,543	3,728	
27	21,440	15,843	5,597	1,373 (エコカー減税継続)	958	15,428				1,997 (税率引上げ)			2,642	3,849	
28	21,851	15,794	6,057	1,461	1,016	15,349				2,384 (グリーン特別(軽課)・経 年車重課導入)			2,657	3,915	
29	22,448	15,947	6,501	1,897	1,355	15,405				2,486			2,660	3,778	
30	22,752	16,079	6,673	1,982	1,407	15,504				2,577			2,689	3,950	
令元	22,213	15,999	6,214	870	621	15,240	143	519	232	2,668	31	80	2,662	3,760	
2	22,226	16,006	6,220	0	0	0	15,294	1,214	603	0	2,755	118	101	2,744	3,930

※ リーマンショックによる影響のない年度

(備考) 平成30年度までは決算額、令和元、2年度は地方財政計画計上額(自動車重量税は予算額)である。